

荷主企業四日市港利用支援事業補助金に関する

Q & A

(令和2年度)

令和2年6月

四日市港管理組合

荷主企業四日市港利用支援事業補助金に関するQ & A 目次

1 事業（補助対象）期間について

Q1-1 事業（補助対象）期間はどのように考えたらよいですか？ 1

2 事業、対象貨物について

Q2-1 四日市港を利用するとはどういうことですか？ 1

Q2-2 予定していた船が四日市港抜港となった場合はどうなりますか？ 1

Q2-3 商社を利用して輸出入している貨物は対象貨物となりますか？ 1

Q2-4 国内他港から内航コンテナ船にて四日市港へ輸送後、四日市港で外資コンテナ船へ積み替えて輸出する場合は、補助対象となりますか？ 1

Q2-5 四日市港から内航（外航）コンテナ船にて国内他港へ輸送し、国内他港にて外資コンテナ船に積み替えて輸出する場合は、補助対象となりますか？ 1

Q2-6 コンテナ混載貨物（LCL）は、補助対象となりますか？ 1

Q2-7 継続事業における前年度実績とはどういうことですか？ 2

Q2-8 平成29年度にグリーン物流促進補助制度や利用拡大支援補助制度を利用して事業を実施し、80TEU以上の取り扱いがありました。この場合、令和2年度の事業として申請する際、「継続事業（2年目以降）」として扱ってもらえますか？ 2

Q2-9 令和元年度に「新規事業」の申請を行い、80TEU以上の取扱実績があり、補助金の交付を受けましたが、令和2年度は「継続事業」の申請を行いたいと考えています。この場合、前年度実績と比較して何TEU以上増加させる必要がありますか？ 2

Q2-10 前年度、四日市港において80TEU以上の取扱実績がありましたが、補助制度は利用しませんでした。この場合、当補助制度において申請する際、「継続事業（2年目以降）」と考えてよいですか？ 2

3 補助対象事業者について

Q3-1 商社ですが、補助対象事業者となれますか？ 2

Q3-2 船会社ですが、補助対象事業者となれますか？ 2

Q3-3 荷主企業（グループ）の物流（貿易）子会社ですが、補助対象事業者となれますか？ 3

Q3-4 外資系企業のため、日本国内に事業所はありますが日本国内において法人格はありません。補助対象事業者となることができますか？ 3

4 補助金について

- Q4-1 補助金の算定根拠となる貨物量の単位はコンテナの本数ですか？ 3
- Q4-2 「新規事業」において、取り扱いが10TEUに到達しなかったときはどうなりますか？また、「継続事業（1年目）」において、増加量が80TEUに到達しなかったときはどうなりますか？ 3

5 申請について

- Q5-1 申請はいつまでにすれば良いのですか？ 3
- Q5-2 申請書にはどのような印鑑を押印すればよいのですか？ 4
- Q5-3 役員名簿の提出は何故必要なのですか？ 4
- Q5-4 役員名簿に記載しなければならない項目は何ですか？ 4
- Q5-5 役員名簿に記載する役員とは何ですか？ 4
- Q5-6 役員が外国人の場合や外国に居住している場合であっても、役員名簿への記載は必要ですか？ 4
- Q5-7 申請書に添付する会社概要とはどのようなものが必要ですか？ 5

6 交付決定、公表、変更について

- Q6-1 交付申請すれば必ず交付決定が受けられますか？そうではない場合、どのような事業が優先して補助金交付の対象となりますか？ 5
- Q6-2 令和2年度予算は？ 5
- Q6-3 交付決定を受けた事業は公表されるのですか？ 5
- Q6-4 事業開始後に事業計画を変更することはできますか？ 5

7 実績報告について

- Q7-1 毎月の実績の報告はどのように行うのですか？ 6
- Q7-2 対象貨物を8月31日に四日市港で揚げ、9月1日の通関手続き後、倉庫でデバニングしました。この貨物は8月分、9月分どちらの実績でカウントすべきでしょうか？ 6
- Q7-3 事業（補助対象）期間中に、上限額（300万円）分の取り扱いを達成した場合でも、毎月の実績の報告は必要ですか？ 6
- Q7-4 3月分の実績報告後は、どのような手続きをすればよいですか？ 6

8 補助金の請求について

- Q8-1 補助金の請求はいつ行うのですか？ 6

1 事業（補助対象）期間について

Q 1-1 事業（補助対象）期間はどのように考えたらよいですか？

A 1-1 事業（補助対象）期間は、4月1日から翌年3月31日です。

2 事業、対象貨物について

Q 2-1 四日市港を利用するとはどういうことですか？

A 2-1 四日市港において、外貿コンテナ船に直接コンテナ貨物の揚げ又は積みを行うことです。四日市港の利用には積替港としての利用を含みますが、四日市港のコンテナヤードを使用した（いわゆる四日市港CY受け）だけでは対象となりません。

Q 2-2 予定していた船が四日市港抜港となった場合はどうなりますか？

A 2-2 例えば、抜港により四日市港CYから名古屋港へ陸上ドレーされて輸出した場合は、名古屋港にて外貿コンテナ船に積み作業をしていますので、補助対象となりません。

Q 2-3 商社を利用して輸出入している貨物は対象貨物となりますか？

A 2-3 船荷証券等のシッパーまたはコンサイニー名義が商社名となる場合であっても実質的な荷主が誰かという観点で判断しますので、実質的な荷主企業といえる場合は対象貨物として取り扱っていただけて結構です。この場合、事業計画（実施状況報告）書（第2号様式）の「船荷証券等に記載される Shipper または Consignee 名」の欄に当該商社が使用している Shipper（荷送人）または Consignee（荷受人）名も全てご記入ください。また、事業開始後 Shipper または Consignee 名に追加・変更が生じる場合はあらかじめご相談ください。

Q 2-4 国内他港からコンテナ船にて四日市港へ輸送後、四日市港で外貿コンテナ船へ積み替えて輸出する場合は、補助対象となりますか？

A 2-4 四日市港で外貿コンテナ船に揚げ積みしているため、補助対象となります。

Q 2-5 四日市港から内航コンテナ船にて国内他港へ輸送し、国内他港にて外貿コンテナ船に積み替えて輸出する場合は、補助対象となりますか？

A 2-5 四日市港で外貿コンテナ船に揚げ積みしていないため、補助対象外となります。

Q 2-6 コンテナ混載貨物（LCL）（※）は、補助対象となりますか？

A 2-6 コンテナへの混載貨物（LCL）は、補助対象外です。

※ LCL : Less than Container Load の略

複数の荷主が、1つのコンテナに貨物を混載して輸送する形態のこと。

Q 2-7 継続事業における前年度実績とはどういうことですか？

A 2-7 今年度（令和2年度）の事業実績（令和2年4月1日～令和3年3月31日（12か月間））との比較になりますので、前年度実績は平成31年4月1日～令和2年3月31日の四日市港での外貿コンテナ船への揚げ積み分となります。

Q 2-8 平成29年度にグリーン物流促進補助制度や利用拡大支援補助制度を利用して事業を実施し、80TEU以上の取り扱いがありました。この場合、令和2年度の事業として申請する際、「継続事業（2年目以降）」として扱ってもらえますか？

A 2-8 平成30年度以降に、荷主企業四日市港利用支援事業補助制度の「新規事業」において80TEU以上の取り扱いがあったことがある場合又は「継続事業（1年目）」において80TEU以上増加したことがある場合は、該当しますが、今回の場合は該当せず、「継続事業（1年目）」から事業を開始していただくこととなります。

Q 2-9 令和元年度に「新規事業」の申請を行い、80TEU以上の取扱実績があり、補助金の交付を受けましたが、令和2年度は「継続事業」の申請を行いたいと考えています。この場合、前年度実績と比較して何TEU以上増加させる必要がありますか？

A 2-9 40TEU以上増加させる必要があります。この場合、「継続事業（2年目以降）」に申請してください。

Q 2-10 前年度、四日市港において80TEU以上の取扱実績がありましたが、補助制度は利用しませんでした。この場合、当補助制度において申請する際、「継続事業（2年目以降）」と考えてよいですか？

A 2-10 「継続事業（1年目）」から事業を開始する必要があります。「継続事業（2年目以降）」に申請できるのは、平成30年度以降に、当補助制度の「新規事業」において80TEU以上取り扱いがあったことがある事業者又は過去に当補助制度の「継続事業（1年目）」において前年度実績と比較して80TEU以上増加させたことがある事業者に限ります。

3 補助対象事業者について

Q 3-1 商社ですが、補助対象事業者となれますか？

A 3-1 この制度は荷主企業が補助対象事業者です。ただし、商社が実質的に荷主企業として輸出入を行い、補助対象貨物が他の荷主企業と重複しない場合は、補助対象事業者となる場合がありますので、あらかじめご相談ください。

Q 3-2 船会社ですが、補助対象事業者となれますか？

A 3-2 船会社は補助対象事業者にはなれません。NVOCC（※）も同様に補助対象事業者にはなれません。

※ NVOCC : Non-Vessel Operating Common Carrier の略

船舶などの運送手段を自ら所有せず、海上運送人など実運送人のサービスを使って輸送する者のこと。輸送責任やタリフは自らの名において行う。フォワーダーがNVOCC業務に参入することが多く、日本では利用運送人がこれにあたる。

Q 3-3 荷主企業（グループ）の物流（貿易）子会社ですが、補助対象事業者となれますか？

A 3-3 当該荷主企業（グループ）の実質的な物流部門（部署）とみなせる場合は、当該荷主企業に代わって補助対象事業者となることができる場合がありますので、あらかじめご相談ください。この場合、申請書に添付する事業計画（実施状況報告）書（第2号様式）の荷主企業名欄に当該物流子会社が所管する荷主企業名を全てご記載ください。

Q 3-4 外資系企業のため、日本国内に事業所はありますが日本国内において法人格はありません。補助対象事業者となることができますか？

A 3-4 日本国内に事業所を有するため、補助対象事業者となることができます。ただし、日本国外にある外資系企業の本社が申請手続きを行う必要があります。

4 補助金について

Q 4-1 補助金の算定根拠となる貨物量の単位はコンテナの本数ですか？

A 4-1 20 フィートコンテナに換算後のコンテナ貨物量（TEU）を単位とします。
20 フィートコンテナ 1 本 = 1 TEU、40 フィートコンテナ 1 本 = 2 TEU、
45 フィートコンテナ 1 本 = 2.25 TEU となります。

Q 4-2 「新規事業」において、取り扱いが 10 TEU に到達しなかったときはどうなりますか？

また、「継続事業（1年目）」において、増加量が 80 TEU に到達しなかったときはどうなりますか？

A 4-2 補助金は 0 円となります。

「新規事業」においては、実績が 10 TEU に達した時点で初めて 10 TEU 分（補助金 5 万円分）が補助対象となり、以降、1 TEU につき 5 千円の加算となります（600 TEU の取り扱いで上限の 300 万円を補助）。

「継続事業（1年目）」においては、前年度実績と比較して 80 TEU 増加させた時点で初めて増加 80 TEU 分（補助金 40 万円分）が補助対象となり、以降、1 TEU につき 5 千円の加算となります（600 TEU の増量で上限の 300 万円を補助）。

5 申請について

Q 5-1 申請はいつまでにすれば良いのですか？

A 5-1 「継続事業」は、6月1日までに申請してください。これに間に合わない場合については、個別にご相談ください。

なお、「新規事業」については、利用を始める前月の10日までに申請を行ってください。

Q 5-2 申請書にはどのような印鑑を押印すればよいのですか？

A 5-2 原則として、法人の代表権を有する者の印を押印してください。ただし、代表権を有しない事業所の長等の印であっても、申請時に委任状等権限を有することを証する書面を添付するなどにより、申請時以降の手続き全般において使用が可能となる場合がありますので、あらかじめご相談ください。

Q 5-3 役員名簿の提出は何故必要なのですか？

A 5-3 平成26年4月1日から「四日市港管理組合の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」が施行されたことにより、交付決定に当たっては、当該法人又はその役員等が暴力団関係者で無いか、あるいは暴力団と関係を持つ者で無いかを確認する必要があるため、提出を求めるものです。

なお、提出された役員名簿は、同要綱に基づき三重県警察本部への照会のみを使用します。

Q 5-4 役員名簿に記載しなければならない項目は何ですか？

A 5-4 役員の氏名、ふりがな、生年月日、性別の4項目を記載してください。

これは、「四日市港管理組合の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」に基づく「四日市港管理組合の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱運用協定」様式1号に規定されています。

Q 5-5 役員名簿に記載する役員とは何ですか？

A 5-5 例えば、取締役会の構成員等で、経営に関する意思決定権を有する者を記載してください。

なお、経営に関する意思決定権を有しておらず、社内規定で定められた「執行役員」等については、記載する必要はありません。

Q 5-6 役員が外国人の場合や外国に居住している場合であっても、役員名簿への記載は必要ですか？

A 5-6 役員が外国人である場合や外国に居住している場合であっても、役員名簿の提出は必要となりますので、役員名簿への記載をお願いします。

Q 5-7 申請書に添付する会社概要とはどのようなものが必要ですか？

A 5-7 商号、本社所在地、設立時期、代表者、事業内容、資本金、売上高、従業員数、その他拠点所在地などがわかるものをご提出ください。例えば、企業のパンフレットなどの添付をお願いします。ない場合は、ホームページの該当箇所をプリントアウトしたもので結構です。

6 交付決定、公表、変更について

Q 6-1 交付申請すれば必ず交付決定が受けられますか？そうではない場合、どのような事業が優先して補助金交付の対象となりますか？

A 6-1 事業年度の予算の範囲内での対応となっていますので、申請のあった事業のすべてを交付対象事業として決定できない場合があります。基本的には、申請順に交付決定を行います。同一の受理日に複数の交付申請があり、交付申請額が予算額を超える場合は、それぞれの交付申請額の案分により交付決定を行います。

Q 6-2 令和2年度予算は？

A 6-2 56,485 千円です。

Q 6-3 交付決定を受けた事業は公表されるのですか？

A 6-3 四日市港管理組合のホームページ等で企業名を公表するほか、報道機関へ資料提供を行います。

Q 6-4 事業開始後に事業計画を変更することはできますか？

A 6-4 軽微な変更を除き、事業計画を変更する場合は補助金変更交付申請を行い、承認を得てください。

当初の事業計画よりも多くコンテナ貨物を取り扱うこととなった場合（事業計画（実施状況報告）書（第2号様式）に記載されている今年度の利用実績の合計が、今年度の利用見込み数量を上回る可能性がある場合）は、その事実が判明次第、早急にご連絡ください。事業計画を変更せずに、事業計画よりも多く取り扱った場合、その上回った部分については交付対象となりませんので、ご注意ください。

また、当初の事業計画よりも取り扱いが少なくなり、補助金の交付要件を満たさなくなる場合、あるいは、事業を中止する場合は、速やかにご連絡ください。

7 実績報告について

Q 7-1 毎月の実績の報告はどのように行うのですか？

A 7-1 翌月 10 日までに、事業計画（実施状況報告）書（第 2 号様式）の今年度利用実績欄の該当月に四日市港で揚げ積みを行ったコンテナの T E U 数を記入のうえ、電子メールにて提出してください。その際、実際に四日市港で揚げ積みされたことが分かる書類を添付する必要があります。具体的には、輸出貨物であれば B/L (Bill of Lading) 又は Waybill、輸入貨物であれば A/N (Arrival Notice) を添付してください。

Q 7-2 対象貨物を 8 月 31 日に四日市港で揚げ、9 月 1 日の通関手続き後、倉庫でデバンニングしました。この貨物は 8 月分、9 月分どちらの実績でカウントすべきでしょうか？

A 7-2 質問の事例の場合、8 月分の実績としてカウントしてください。実績のカウントは外貿コンテナ船の入港日を基準とします。

入港実績については、四日市港管理組合ホームページ記載の船席表 (<http://office.yokkaichi-port.or.jp/pls/home/hve010.edit>) を参考にしてください。

Q 7-3 事業（補助対象）期間中に、上限額（300 万円）分の取り扱いを達成した場合でも、毎月の実績の報告は必要ですか？

A 7-3 達成した後でも、毎月の実績の報告は必要です。

Q 7-4 3 月分の実績報告後は、どのような手続きをすればよいのですか？

A 7-4 実績報告書（第 6 号様式）に必要事項を記載、押印のうえ、事業計画（実施状況報告）書（第 2 号様式）を添付して速やかに管理組合振興課へ提出してください。書類を受領後、補助金額の確定通知書を送付します。

8 補助金の請求について

Q 8-1 補助金の請求はいつ行うのですか？

A 8-1 事業（補助対象）期間終了後、実績報告書（第 6 号様式）及び事業計画（実施状況報告）書（第 2 号様式）を提出してください。四日市港管理組合から補助金額の確定通知書を受領した後に、補助金交付請求書（第 7 号様式）を提出してください。補助金は、請求書を受領後 30 日以内に指定の口座へ振り込みいたします。

なお、実績報告書及び補助金交付請求書は、代表者印を押印してください。